

公 告

契約担当官
陸上自衛隊小平学校
会計課長 高波 剛

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
2KMU18801440	2KMD1AE0170 0001		39				
品名 または 件名							
ウッドチップー等点検保守							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
小平校				管理課営繕班盛技官 (内289)			
搬入場所				納 期 また は 工 期			
				令和5年3月31日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊小平学校総務部会計課事務室及び陸上自衛隊小平学校

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和5年3月7日 (火) 11時00分 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な事項

ア 令和4・5・6年度の全省庁統一資格において、等級が「役務の提供等」の「D」以上の者であること。(資格審査結果通知書の写しを入札前までに提出して下さい。)

イ 予算決算及び会計令第70条・第71条に該当しないものであること。(第70条において未成年者・被保佐人・被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は特別な理由がある場合に該当します。)

ウ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

オ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 入札条項を示す場所

陸上自衛隊小平学校総務部会計課事務室

(3) 入札条件

ア 違 約 金：落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

イ 遅延賠償金：遅延1日につき契約金額の1000分の1以上を徴収する。

ウ 落札決定方法：総額(税抜き)とし、入札金額が予定価格以内の最低入札者を落札者とする。また、最低入札価格が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。

なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
くじを引く者がいない場合は、入札に関係のない職員によりくじ引きを実施する。

- エ 契約書等 : 落札者は落札決定後遅滞なく、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。但し、会計法第29条の8の但書に該当する場合、作成を省略できるものとする。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格のない者の入札
イ 入札金額、入札者氏名が識別し難い場合
ウ 電報、電話、FAXによる入札
エ 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
オ その他入札に関する条件に違反した入札
カ 入札者が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」について虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) その他

- ア 郵便等による入札は、資格審査結果通知書を添えて入札前日の17:00担当者必着分までを有効とする。
イ 郵便等による入札があり、再度入札となった場合の再度入札の日時については別示する。
ウ 駐屯地入門について、現在当駐屯地においては新型コロナウイルス感染拡大防止のため、立ち入りの際検温を行い、体温が37.5度以上あった方の立ち入りを制限しているため、用務等で駐屯地へ来訪する際は、事前の検温等の措置を講ずること。
エ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開札への立会は、当面の間ご遠慮願います。
オ 本公告掲載先：陸上自衛隊立川駐屯地第431会計隊、陸上自衛隊練馬駐屯地第338会計隊
陸上自衛隊朝霞駐屯地東部方面会計隊本部業務科、陸上自衛隊小平学校
総務部会計課掲示板および陸上自衛隊小平学校・小平駐屯地HP
カ 入札及び契約事項に関する問合せ先
連絡先 〒187-0044 東京都小平市喜平町2-3-1
陸上自衛隊小平学校 総務部会計課 契約班TEL042(322)0661
内線347 担当 佐川 FAX042(321)0664
キ 仕様書に関する問い合わせ先
陸上自衛隊小平学校 総務部管理課営繕班
連作先 TEL042(322)0661(代表)内線289(担当:盛)

調達要求番号 : 第170号
仕様書番号 : 第39号
作成年月日 : 令和5年2月21日
作成部隊名 : 陸上自衛隊小平学校
総務部管理課

ウッドチッパー等点検保守 仕様書

件名	ウッドチッパー等点検保守	図面番号	1/9
図面名称	表紙	縮尺	

仕 様 書

1 件 名

ウッドチップー等点検保守

2 場 所

東京都小平市喜平町 2 - 3 - 1 陸上自衛隊小平駐屯地

共 通 仕 様 書

1 一般事項

(1) 本仕様書に記載してある事項のほか、メーカー取扱説明書及び関係省庁の通達類並びに官側の指示による。

(2) 適 用

ア 本仕様書は、陸上自衛隊小平駐屯地において実施する、点検保守等に関する業務に適用する。

イ 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

(3) 用語の定義

ア 現場代理人とは、本仕様書に規定する受注者側の業務責任者をいう。また、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために官側との連絡調整を行う者をいう。

イ 完了検査とは、本仕様書に規定するすべての業務の完了の確認または、毎月の支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために官側が指定した検査官が行う検査をいう。

ウ 点検とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守またはその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

エ 法定点検とは、建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。

オ 保守とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復または危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他含むこれらに類する軽微な作業をいう。

カ 清掃とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

件 名	ウ ッ ド チ ッ パ ー 等 点 検 保 守	図面番号	2 / 9
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

(4) 受注者の負担の範囲

ア 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、受注者の負担とする。ただし、点検保守対象設備の試運転及び清掃業務に関する必要最小限の電気、ガス水道等の使用を除く。

イ 点検に必要な工具、計測機器等の器材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

ウ 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。

エ 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。

(5) 疑義に対する協議等

本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合は、官側と協議し、その指示に従い実施する。

(6) 報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、事前に官側の承諾を得る。

(7) 関係法令等の遵守

業務の実施にあたり、駐屯地の規定を遵守するとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(8) 業務担当者

ア 受注者は、現場代理人を定め、官側に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。

イ 現場代理人は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、現場代理人は、業務担当者を兼ねることができる。

ウ 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

エ 法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行う。

オ 官側は、業務担当者の業務不履行、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。その場合、受注者は、業務に支障をきたさないように必要な措置を行わなければならない。

(9) 業務条件

業務を行う時間は、原則として平日08時15分～17時00分までとする。なお、業務日時を変更する場合は、事前に官側の承諾をうけること。また、状況により駐屯地内から持ち出して整備をする必要がある場合は官側と協議し、必要な処置をする。

件名	ウッドチップ等点検保守	図面番号	3/9
図面名称	共通仕様書	縮尺	

(10) 安全管理

ア 業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努める。

イ 受注者側の不注意により建物等を損傷させた場合は、受注者の責任において原状に復旧すること。

(11) 保全の措置

許可を受けていない場所への立入は、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、官側と調整し所定の手続きをすること。

(12) 関連業務との調整

本業務とは、契約外で関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、官側と協議しその指示に従うこと。

(13) 点検の範囲

ア 定期点検及び臨時点検の対象部分、数量等は、特記による。

イ 特記した対象部分については、本仕様書に示す点検を実施し、その結果を報告する。なお、特記した対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、官側に報告する。

ウ 特記した対象部分に、本仕様書の点検項目又は点検内容の対象となる部分がない場合は、当該点検項目または点検内容に係る点検を実施することを要さない。

エ 点検周期は、特記による。

(14) 保守の範囲

点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品または点検部の清掃

イ 取付け不良、作動不良、ずれがある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

エ 接触部分、回転部分等への注油

オ 軽微な損傷がある部分の補修

カ その他特記で定めた事項

件名	ウッドチップ等点検保守	図面番号	4 / 9
図面名称	共通仕様書	縮尺	

(15) 点検及び保守等の実施

- ア 本仕様書に定めるところにより点検を適正に行い、必要に応じて、保守その他の措置を講ずる。
- イ 点検を行う場合には、あらかじめ官側から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
- ウ 点検は、原則として目視、触接または軽打等により行う。
- エ 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

(16) 応急措置等

- ア 点検の結果、対象部分に脱落、落下または転倒のおそれがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷または関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに官側に報告する。
- イ 落下、飛散等のおそれがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに官側に報告する。
- ウ 応急措置または危険防止措置に係る費用は官側との協議による。

(17) 点検の省略

- ア 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。
 - (ア) 配管または配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入できない場所にあるもの。
 - (イ) 電気の通電または運転を中止することが極めて困難な状況にあるもの及びその
- イ 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、同点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

(18) 点検及び保守に伴う注意事項

- ア 点検及び保守の実施の結果、対象部分の機能、性能を原状より低下させてはならない。
- イ 点検及び保守の実施にあたり、仕上げ材、構造材等の一部撤去または損傷を伴う場合には、あらかじめ官側の承諾を受ける。
- ウ 点検に使用する脚立等は、受注者の負担とする。

(19) 提出書類

- ア 現場代理人等通知書
- イ 工程表
- ウ 日誌
- エ 打合せ簿（発生の都度）
- オ 材料搬入報告書（発生の都度）
- カ その他官側の指定するもの

件名	ウッドチップー等点検保守	図面番号	5 / 9
図面名称	仕様書	縮尺	

(20) 官側より受けた仕様書等は、完了検査終了後に全て返納するものとし、受注者等に
残してはならない。関連した情報が漏洩した際には、受注者が全て責任を取ること。

(21) 写真撮影

業務の実施に伴い、作業前・作業後及び作業中の隠蔽となる箇所、材料搬入、主要
な作業段階の実施状況、その他官側の指示した箇所を撮影し、写真帳（A4版）に整理
し、完了検査前に官側に提出すること。

(22) 廃棄物の処理

業務の実施に伴い発生した金属類の発生材については、官側の指示する場所に集
積し、発生材調書とともに官側に引き継ぐものとする。その他の発生した産業廃棄物
等は官側に引き継ぐものとする。

件名	ウッドチップ等点検保守	図面番号	6 / 9
図面名称	仕様書	縮尺	

特記仕様書

1 特記事項

(1) 対象機器

種類	主要諸元		数量
ウッドチップパー	型式	KCM280 (株式会社共立)	1台
	全長×全幅×全高	2120×1100×1900mm	
	重量	1120kg	
	駆動方式	ベルトクラッチ・Vベルト	
	破碎羽	チップパーナイフ・受刃・シュレツダナイフ	
	最大処理径	150mm	
	処理能力	3.5m ³ /h	
	ホッパー口径	650×550mm	
	送り装置	0～40m/min (可変式)	
	排出方式	空気搬送式	
	ダクト高さ	1900mm	
	回転角度	360度 (全方向)	
	排出方式	空気搬送式	
	排出角度	可変式	
	走行方式	クローラー自走式	
	エンジン	三菱 S3L2 (水冷立形4サイクルディーゼルエンジン)	
	最大出力	20.6(28.0)/3000kw(ps)/rpm	
	燃料	自動車用軽油2号 (JIS K2204)	
	燃料タンク	26ℓ	
	バッテリー	ユアサ95D31R	

件名	ウッドチップパー等点検保守	図面番号	7/9
図面名称	仕様書	縮尺	

種類	主要諸元		数量
T I M B E R W O L F 薪 割 機	型式	TW-P1 (株式会社ノースフィールド)	1台
	重量	168.75Kg	
	破砕力	20t	
	エンジン	5.5馬力	
	油圧ポンプ	11GPM	
	油圧タンク	17ℓ	
	薪有効長	66cm	
	シリンダーサイズ	61×10×4.5cm	
	サイクル	12.7×12.7cm	
	ヒッチボール径	2インチ	

(2) 交換部品

種類	品名	品番等	数量
ウ ッ ド チ ッ パ ー	ローターベルト	4R3V-560	1本
	ローターベルト押え (前)	(KCM280用)	1個
	ローターベルト押え (後)	(KCM280用)	1個
	シュレッダーナイフ	(KCM280用)	12個
	フィンプレート (8枚)	(KCM280用)	1組
	チップナイフ (取付ボルト含)	(KCM280用)	2個
	チップガード	(KCM280用)	1個
	停止スイッチ	(KCM280用)	1個
	クラッチワイヤー	(KCM280用)	1個
	スロットルワイヤー	(KCM280用)	1個
	エアクリーナー	(KCM280用)	1個
	オイルフィルタ	(KCM280用)	1個
	燃料フィルタ	(KCM280用)	1個
	オイルタンクホース	(KCM280用)	1個
	エンジンオイル	D10W30	4.2ℓ
	ファンベルト	(KCM280用)	1個
	バッテリー	ユアサ95D31R	1個
	セルモーター	(KCM280用)	1個

件名	ウッドチッパー等点検保守	図面番号	8/9
図面名称	仕様書	縮尺	

種類	品名	品番等	数量
T I M B E R W O L F 薪 割 機	油圧ホース	(TW-P 1用)	3本
	油圧オイル	シェルテラスオイル ST-46	17ℓ
	キャブレター	(TW-P 1用)	1個
	エアエレメント	(TW-P 1用)	1個
	エンジンオイル	10W30	1ℓ
	スターターロープ	(TW-P 1用)	1個
	スパークプラグ	(TW-P 1用)	1個

(3) その他

点検、整備における実施事項及び注意事項はメーカー取扱説明書による。

件名	ウッドチップパー等点検保守	図面番号	9/9
図面名称	仕	縮尺	様書

内 訳 書

NO.	品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額	備考
1	ウッドチップパー						
(1)	ローターベルト交換		1	本			
(2)	ローターベルト押え（前）交換		1	個			
(3)	ローターベルト押え（後）交換		1	個			
(4)	シュレックナイフ交換		12	個			
(5)	チップナイフ交換	取付ボルト含む	2	個			
(6)	フィンプレート交換	8枚	1	組			
(7)	チップガード交換		1	個			
(8)	停止スイッチ交換		1	個			
(9)	クラッチワイヤー交換		1	個			
(10)	スロットワイヤー交換		1	個			
(11)	エアクリナー交換		1	個			
(12)	オイルフィルター交換		1	個			
(13)	燃料フィルター交換		1	個			
(14)	オイルタンクホース交換		1	個			
(15)	エンジンオイル交換		4.2	ℓ			
(16)	ファンベルト交換		1	個			
(17)	バッテリー交換		1	個			
(18)	セルモーター交換		1	個			
(19)	諸経費		1	式			
	小 計						
2	薪割機						
(1)	油圧ホース交換		3	本			
(2)	油圧オイル交換		17	ℓ			
(3)	キャブレター交換		1	個			
(4)	エアエレメント交換		1	個			
(5)	エンジンオイル交換		1	ℓ			
(6)	スタータロープ交換		1	個			
(7)	スパークプラグ交換		1	個			
(8)	諸経費		1	式			
	小 計						
	合 計						

※ 上記以外に必要な項目がある場合は、適宜に行を追加してください。